

第三百三十六回 参議院農林水産委員会會議録第十二号

平成八年五月二十一日(火曜日) 午前十時開会

委員の異動

五月十六日

常田 享詳君

補欠選任 木暮 山人君

五月十七日

谷本 巍君

補欠選任 照屋 寛徳君

木暮 山人君

補欠選任 常田 享詳君

五月二十日

照屋 寛徳君

補欠選任 谷本 巍君

五月二十一日

浦田 勝君

補欠選任 岡部 三郎君

岡部 三郎君

補欠選任 笠原 潤一君

出席者は左のとおり。

委員長 鈴木 貞敏君

青木 幹雄君

理事 風間 昶君

服部三男君

委員 常田 享詳君

常田 享詳君

委員 谷本 巍君

井上 吉夫君

委員 岩永 浩美君

笠原 潤一君

委員 佐藤 静雄君

松村 龍二君

委員 三浦 一水君

阿曾田 清君

北澤 俊美君

高橋 令則君

都築 謙君

菅野 久光君

村沢 牧君

須藤美也子君

国井 正幸君

大原 一三君

農林水産大臣 高木 勇樹君

農林水産大臣官 房長 高木 賢君

農林水産省農産 園芸局長 熊澤 英昭君

農林水産省畜産 局長 中須 勇雄君

農林水産省食品 流通局長 秋本 達徳君

農林水産省生活 産業局通商課長 青柳 親房君

農林水産省生活 産業局通商課長 稲葉 健次君

農林水産省生活 産業局通商課長 稲葉 健次君

農林水産省生活 産業局通商課長 稲葉 健次君

また、本日、岡部三郎君が委員を辞任され、その補欠として笠原潤一君が選任されました。

○委員長(鈴木貞敏君) 理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い現在理事が二名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じます。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鈴木貞敏君) 御異議ないと認めます。それでは、理事に常田享詳君及び谷本巍君を指名いたします。

○委員長(鈴木貞敏君) 農畜産業振興事業団法案を議題といたします。

本案につきましては、既に趣旨説明を聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○風間昶君 平成会の風間でございます。

今回の農畜産業振興事業団法について、まずこの新事業団について三点ばかりお伺いしたいと思います。

畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団、この二つの団体が統合するということなんです。

その二つの団体が統合するということは蚕糸・砂糖類の価格が、それぞれ畜産物あるいは蚕糸・砂糖類の価格安定業務ということがあると思いますが、その二つも名称をなぜ農畜産業振興事業団としたのか。端的に言うとう、むしろ農畜産業価格安定事業団というふうにしてもいいのではないかと思うんですけれども、その件についての見解をひとつ伺いたいと思ひます。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

新事業団の名称につきましては、幾つか論議がございました。先生が今おっしゃいました価格安定事業団という名称も一つの案でございましたけれども、畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団は価格安定事業が基本的な事業ではございませぬけれども、そのほかにも例え畜産振興事業団でございませぬ、肉用子牛に対します価格の補てん事業あるいは国内の畜産の振興に關します助成事業も行つて行つてございませぬ。同様に、蚕糸砂糖類価格安定事業団につきましても、蚕糸關係につきましても国内の振興事業も行つて行つてございませぬ。

したがいまして、そういった価格安定事業と国内の振興事業をあわせた名称といたしまして、現在の畜産振興事業団の方も振興事業団という名称を使つて行つて行つてございませぬ、簡潔な名称でかつそういった主要な事業を包含するという名称といたしまして、農畜産業振興事業団という名称に落ちついたところでございませぬ。

○風間昶君 それでは、その新事業団は旧事業団の資産をそのまま引き継がれるわけだと思ひますけれども、民間の会社であれば当然問題となる合併比率、それについてはどう考へていつたらいいのかということが一点。

それから、役員と職員定数の改正に伴うリストラについて、勘定ごとの規模に合った案分となるのか、あるいはやりやすいところから手をつけていく方法をとるのか、それが二点目です。

そして、リストラされる職員の処置、処遇はどうなるのか、これが三点目ですけれども、いかがですか。

○政府委員(熊澤英昭君) まず、お尋ねの第一点目でございますけれども、特殊法人の統合につきましては、いわゆる民間での企業合併の際に言われますような合併比率という概念は通常存在して

ございませぬ。手法といたしましては、通常、統合する際には二つの法人をともに解散をして新法人を設立するという手法と、もう一つは一方の法人が他方の法人を解散した上で吸収合併するという手法がございます。今回の場合には、畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団の業務量、職員数等がほぼ同様の規模であるということで、統合法案の法形式につきましては、まず両法人を解散いたしましたして、対等な立場から新法人を設立しまして、新法人が解散をされる両法人の資産をすべて引き継ぐということで、新法案の形式をとりまして御提示をいたしているところでございます。それが第一点でございます。

それから、第二点目の職員の削減でございますけれども、今回両事業団の統合に伴いまして平成十三年度までの間に、現在両事業団の職員数は合計いたしました二百二十二名でございますが、約一割程度の定員削減を目標として行っていくというふうなことを考えております。この削減につきましては、必ずしも勘定ごとに案分をするということではなくて、今後の新事業団の業務の内容に応じまして、合理化すべきところを合理化するという方向で定員削減を行ってまいりたいというふうなことを考えております。

ただその際に、定員の削減につきましては基本的には強制解雇を伴わない方法、すなわち、原則といたしましては定年退職される方を補充しないという定年退職不補充を基本といたしましてリストラを推進してまいりたいと考えております。したがって、お尋ねのように、削減の対象となる職員の処遇といった問題は生じないというふうなことを考えております。

以上でございます。
○風間和君 特殊法人の統合が国家財政には余り寄与しないというデータもあるわけです。ことしの一月十日付の日本経済新聞の朝刊によれば、今回つくる新事業団についても予算額が両法人合わせて約二十六億円ふえた、二十五億七千六百万かそんなものでしたか、約二十六億円ふえたとい

うふうに言われておりますが、どのあたりがふえたのか一つ。それから、統合後どんな経費面でのリストラ効果を予測しているのか。

この二点をお伺いしたいと思います。
○政府委員(熊澤英昭君) 御指摘のとおり、新事業団の平成八年度の予算につきましては、総額では約二十六億円増加をいたしております。この内訳でございますが、増加した部分の一番大きなものは、畜産振興事業団が行っております肉用子牛に対する補助金の事業でございます。これは、牛肉は自由化しております、自由化した後に、輸入される牛肉から徴収する関税を財源といたしまして肉用子牛に対する補助金の事業を行っております。現在ガットのウ

ルグアイ・ラウンド合意の実施二年度目になっていくわけでございまして、牛肉の関税が徐々に引き下げていくという状況でございます。そういう中で、今後の国内における肉用子牛の価格の推移につきましてはなお留意すべき点もあるというふうなことを考えております。そういう点から、肉用子牛の価格低落に備えた事業費として、平成八年度におきましては約六十億円の増額をいたしたところでございまして、平成八年度の予算の中ではこの部門の増額が一番大きい部門でございます。なお、他の部門につきましては、したがって減額を設定いたしております。そうしたことから、差し引きで二十六億円の増加ということになっております。

他方、今回の統合に伴います経費の節減につきましては、管理部門の一本化と組織の合理化を図っております。また、役員数につきましても法定の役員数でございますと二十七名から二十名にということで、約四分の一の役員数を削減いたしております。また、職員につきましても、先ほど申し上げましたように平成十三年度までの間に約一割の職員数の削減ということを目標といたしております。さらに、本部事務所を一本化するということも考えておりました、現在準備作業を進め

ているところでございます。こうしたことによりまして、現在、金額的に明示をすることはなかなか難しいのでございますけれども、相当程度の共通経費の削減等が図られるというふうなことを考えております。平成八年度におきまして、具体的に申し上げますと、蚕糸砂糖類価格安定事業団の運営費補助金につきましては約九百万円の減額をいたしまして計上をいたしているところでございます。

以上でございます。
○風間和君 何年までどのぐらいかということ、今相対というふうにおっしゃいましたけれども、どういふふうにとのぐらいいましたけれども、言えないまでも予測は立てていらっしゃるんだと思うんですけれども、そこはどうですか。
○政府委員(熊澤英昭君) ただいまおっしゃいましたように、なかなか具体的に金額で申し上げることは難しいのでございますが、四年ないし五年後の平年度ベースになった場合の経費の削減といたしましては、約一億円から二億円程度までの経費の削減は見込まれるというふうなことを考えております。

○風間和君 わかりました。
今回の農業白書によりますと、価格政策対象農産物の価格は、昭和五十九年にピークに達した後に、現在は昭和五十年初頭の水準に戻っているというふうな白書にも書いてございますが、この間のインフレを考えますと実質的には値下がりだというふうなふうに思われます。WTO条約との関係でこれから安い農産物がどんどん輸入されるようになった場合に、価格安定制度自体が、本来の市場価格の乱高下に備えるという性格からして、急激な下落の緩和という性質へ変容を迫られるということではないかと思うんですが、価格政策がどうあるべきか、ここで大臣の御見解を伺いたいと思

います。
○國務大臣(大原一三君) 委員御指摘のように、近年の価格決定、正直に言いますと外圧ということがその状況の全部だと思っておりますが、抑

制的に決定されたことは事実でございます。法律に基づいて、その時々々の経済事情、生産費その他を勘案しながら決めていくわけでございませぬけれども、事務当局サイドとしては、やはり構造政策優先で今日までの農政を、さらに今後の農政を進めていきたい。これは農政審議会の答申等におきましてもしかるべき趣旨のことが書いてあるわけでございます。しかしながら、大臣初め皆さん政治家でありますから、その時々々の価格決定をどのように勘案していくかということは非常に精力の要り、苦慮しなきゃならぬ課題であることは御承知のとおりであります。

ただし、価格政策一辺倒でもいけないし、さらにまた構造政策一辺倒でもないけないし、その辺の兼ね合いが非常に難しいところでございまして、委員御指摘の気持ちは十分我々としてもわかるわけでございまして、そういう判断に立つて今後も努力をしていかなきゃならぬと、かように考えております。

○風間和君 そこで、ちょっと細かくありますが、今回対象となる品目は指定食肉と蚕糸及び指定乳製品であります。指定食肉と蚕糸については安定帯価格制度を三十六年からとっておりまして、指定乳製品については安定指標価格制度を採用しておりますけれども、お聞きしますと、もととは安定帯価格制度であったのにもかかわらず、指定乳製品については安定指標価格制度をとったということですが、この二つの制度はどのように考え方が違ってきているのか、どんな考え方の違いに基づいてこういう制度をついたのか、もう一点は、四十一年の不足払い制度の運用を今後どのようにしていくのか。この二点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(熊澤英昭君) 今御指摘のように、指定食肉あるいは蚕糸の場合の価格安定制度につきましては、一定の価格帯を設定をいたしまして、調整保管なり売買操作によりまして、その価格帯の中に市場の価格がおさまるようにという価格政策の運用を行うということでございます。

他方、御指摘のように乳製品につきましては安定指標価格制度を採用しているわけでございませぬ。この安定指標価格につきましては、調整保管なり事業団の買入れによりまして価格を安定させるという意味では同じような価格安定の機能を有しているわけでございませぬけれども、価格安定指標につきましても、価格安定帯としないで一つの水準というものを採用したわけでございませぬ。これはちよつと今先生もお触れになりましたように加工原料乳の不足払い制度との関連でございませぬ。

すなわち、加工原料乳の不足払いは、農家に対して加工用の原料乳を出す場合には一定の価格を保証しております。これを保証価格と呼んでおりますが、これと、原料乳を乳業メーカーに提供した場合に、乳業メーカーが酪農家に支払える代金、乳業者の支払い可能乳代、これは基準取引価格と言っておりますけれども、この基準取引価格と保証価格の差額を生産者、酪農家に対して不足払いするというのが不足払い制度でございませぬ。この算定をするに当たりまして、乳業者が農家に対して支払い可能な乳代を算定するに当たりましては、先ほど申し上げました乳製品の安定指標価格から算出をするということで、一つの幅ではなくて一つの水準が設定される必要があることから、安定帯ではなくて安定指標価格という一つの水準を設定したというのが経緯と仕組みでございませぬ。

それから、不足払いの運用でございませぬけれども、ただいま先生からもお話ございましたし、大臣からもお答え申し上げましたけれども、今後、保証価格の政策の運用につきましては、ガット・ウルグアイ・ラウンドの合意の実施の期間の中で、いろいろな農業を取り巻く諸情勢の変化に対応して、それぞれの時々の生産条件等を参照して決定をするということでございます。多少そういったウルグアイ・ラウンドの期間を見ながら、三年ないし五年で中長期的に運用するという御意

見もございませぬけれども、農産物の場合には、それぞれその時々の生産事情あるいは需給事情の変化、生産資材の価格の変動といったものも毎年毎年生ずるわけでございませぬので、現在はそのような価格を決定していくという仕組みを採用しております。これも法律に基づきましてその時々の生乳の生産条件、需給事情あるいは一般的なその他の経済事情を勘案いたしまして、毎年度、畜産振興審議会の御意見も伺いながら決定をいたしているところでございませぬ。

○風間純君 今の乳価の生産者価格について言いますと、再生産を可能にするという前提のもとで生産費を基準にした価格決定がされているわけですが、要するに、農家の経営努力が翌年の生産費に反映して価格が下がるという現象が起こるわけであります。

今までも何度かお尋ねしておりますけれども、なぜ生産費の調査は毎年やらなきゃならぬのかという疑問にぶつかるところで、毎年の生産事情を参照してというふうには言っておりますが、そんなに変わるわけじゃないわけですから、少なくとも三年ぐらい据え置くという方法がなぜとれないのか。結果的には据え置いた形になっているけれども、そうではなくて、最初から三年据え置きというふうな方法がなぜとれないのか、明快にお答えいただきたいと思ひます。

○政府委員(熊澤英昭君) 確かに、先生御指摘のことも大変重要な一つの考え方ではあるというふうにも承知をいたしております。

他方、今申し上げましたように、生産事情をめぐると申しますのは、需給事情、生産コスト、生産資材の価格の変動等いろいろの要素がございませぬ。これも毎年統計情報部が行っております生産費の調査、それによりまして、それぞれの時々の需給事情あるいは生産コストの変化というのが表現されているわけでございませぬので、そういったものを参考にしながら、その時々の生産費

をめぐる状況、あるいはそれをさらに超える経済事情、農業を取り巻く事情、そういったものを総合的に勘案をして決定するということにはいたしております。その結果として据え置きということもございませぬ。その乳価も決定されたということもございませぬ。

○風間純君 ところで議論してもまた堂々めぐりなもので、また機会を改めてあれしませんが、いずれにしても、先ほど大臣おっしゃってございましたけれども、現状のままでは価格安定制度がかえって効率の悪い農業経営を存続させることになりかねないという批判もあるわけですから、そういう意味では、切り口を変えれば従来の価格政策はある意味では破綻しているところもあるというふうな診断できるわけですか。そこで、農業構造政策と価格安定政策ということが、いろいろ切り口はあるのかと思ひますけれども、両立するのかがどうか、大臣に端的に伺いたいと思ひますけれども、どうですか。

○國務大臣(大原一三君) 六十歳以上の農家の主たる男子の労働者というのが五〇%以上を超えておるわけでありまして、十年後にはいやでも七十歳にならざるを得ないわけでありませぬ。二十年后には八十歳になる。五割の農地が一体どこへ行っちゃうんだという議論を、やはりそのときそのときの議論ではなくて、もつと長期的な視点から議論をしていって、そうして自給率を落とさないために一体どうしたらいいんだという議論が、私は農水省へ来まして、多少欠落しているのじやないのかなと。

それらを考えますと、今までやってきた構造政策というものがもう少し漸進的に進められなきやならない。その構造政策の本身は、私は遊休農地の集約化政策が基本だと思ひます。したがって、ウルグアイ・ラウンド、一兆何がしの政策をしていくわけでございませぬけれども、これはあと何年かで終わっちゃうわけですね。これを終わらしてはならないわけでありまして、将来の農家の構図を、イメージをもう少し的確に把握

握しながら、そういったところにメスを入れていくのが構造政策ではないのかなと私なりにそう解

釈しております。しかし、かといつて生産費だけ上がった分を全部お国が召し上げるような価格政策はもつてのほかだ。民間にいたしましても、いわゆる配当があり、そしてまた労働賃金に、そしてまた企業利潤として還元される。こういったことを考えますと、生産費の上昇分の中の分け前というのはいかなる企業もこれは持つておるわけでございませぬ。そういった配分というの価格政策の中で十分還元していかなきゃならぬだろうと、かように私は考えております。

○風間純君 わかりました。次に、繭糸についてお伺いしたいんですけれども、繭糸価格については、養蚕農家の激減という状況の中で、制度そのものがこれ行き詰まりがあつたのではないかとこの反省もあるわけでありませぬ。この一年間で養蚕農家は二八%も減少しておりますので、この原因を分析しますと何が挙げられるのか、ひとつ伺いたいと思ひます。

それから、関連して、国内の養蚕農家を守るにはどうしたらいいかということがやっぱり極めて大事な問題ではないかと思ひます。日本の蚕や絹に関する研究水準は間違いなく私は世界一だと思っております。しかし、研究を支える養蚕農家がいてこそ水準も高めていけるということがあつたわけですね。去年の十二月、蚕糸・昆虫農業技術研究所が布団の綿一キロ当たり約百五十万本の繭糸を使用したシルクウエーブ布団を開発したというニュースや、あるいは先日福島でございませぬたか、天蚕からフィブロインという、紫外線を吸収する分子の抽出に成功したという、それで特許申請をしたというニュースがありました。化粧品への応用ばかりでなくて、今環境問題が注目されておりますけれども、オゾン層のホールから降ってくる大量の紫外線により生命の危険さを感じているオーストラリア、ニュージーランドでも医薬品として役立てられないのかなというのが僕の考え

であります。

いずれにしても、そういう意味で、養蚕関連産業の育成も繭の供給があればこそ可能であるわけですから、国内の養蚕農家、もちろんほかの極めて重要な産業はありますけれども、直接所得を補償する政策はとり得ないのか。所得政策への転換をやっぱり考える時期に来ているのではないかと、思いますが、いかがですか。

○政府委員(高木賢君) まず、養蚕農家の減少の原因でございます。これは主産県であります群馬県などが行った調査、また私どもが聞き取りなどによって調べたところによりますと、やはり大きな原因は、一つは従事者が高齢化してリタイアをするというものが大きな理由でございます。それからもう一つは、近年の生糸価格の低迷によりまして収益性が低下しております。これを背景にいたしまして、他作物への転換あるいは他産業従事が進んだということが減少要因になっているというふうに分析をいたしております。

それから、二番目のお尋ねでございます。繭が研究開発の材料としていろいろ進められているというところは御指摘のとおりだと思っております。ただ、いきなり所得補償ということになりますと、やはりさまざまな産業に従事している方、それから農業にありまして、米、麦、大豆その他の作物を生産している農業者、こういう方々がおられる中にありまして、農業経営の一日目である養蚕に限って所得補償するということはなかなか説明が難しいのではないかと、いうふうに考えております。

また、二番目には、そういった所得補償をストリートにということでございますが、これが農家経営の改善に結びつくということでは必ずしもないというふうに考えられます。そういう点から見まして、国民の理解というのなかなか難しいというふうに考えている次第でございます。

○風間利君 それでは、次にサトウキビとてん菜の問題であります。特に、サトウキビについては沖縄の基幹産業で

すから、最低価格を保証していただけますけれども、これもやはり三年ぐらい据え置いたらどうかという意見があるんですけれども、これまた同じ回答しか返ってこないんでやめますが、てん菜、サトウキビの搾りかす、資源の有効利用という観点から、てん菜はどういうふうに使っているのか、サトウキビはどういうふうに使っているのか、これも簡単にお答え願いたいと思っております。

もう一点は、御承知のように北海道は季節外れの大雪が降りまして、てん菜の生育が非常におくれております。減収のおそれも出てきておりますので、被害を最小限に食い止めるような農水省の指導、どんなことをやっているのか、項目で結構ですけれども、挙げていただきたいと思っております。

○政府委員(中須勇雄君) 最初に、てん菜の搾りかす、いわゆるピートパルプと呼ばれておりますが、これにつきましては、御承知のとおり製糖工場場で乾燥をさせまして、大変いいえさということと主として搾乳用の乳牛のえさとして農協等を通じて供給している、利用しているという実態にございます。

一方、サトウキビの搾りかす、これは通常バガスというふう呼んでおりますが、これも同様に製糖工場において発生するわけでございますが、その大部分は製糖工場の燃料源としてこれを燃やして発電をして工場内の電力需要を賄うと、こういうものとして有効に活用をしております。なお、バガスについては燃料にゆとりがあると、こういう場合には土地の生産性向上という観点から、堆肥化して農地に還元すると、こういう例も一部見られる状況にございます。

○政府委員(高木賢君) てん菜の被害を最小限度に食い止めるための指導状況でございます。

どういふ状況になつていふかということにつきましては、降雪時までにほぼ八割程度が終了してござりますが、残りの二割は圃場が湿潤のために作業がうまくいっていない状況にございます。それからもう一つ、既に植えつけを終えた圃場につきまし

ては、低温による活着不良など初期生育への影響が懸念されるという状況にございます。したがって、指導のポイントには四つござい

ます。一つは圃場の排水対策を実施して、残りの二割のものにつきまして早期植えつけを実施すると、これが第一点でございます。それから、湿潤になりますと葉に斑点が出る斑点細菌病というのが出やすいということでございまして、これの防除等の徹底というのが二つ目でございます。それから、湿潤でありますし、地温が低いということとございまして、三番目には、中耕などによります通気性の確保、それから地温上昇対策の実施というものが三番目でございます。それから、植えたものが三番目でございます。それから、植えたいものが活着不良等がございまして、中には欠株箇所が出ております。したがって、四番目には欠株箇所への補植の徹底ということとあります。これをポイントとして指導してきております。

○風間利君 質問を終わります。

○都築謙君 平成会の都築謙です。

きょうは、農畜産業振興事業団法ということ

で、今までの畜産振興事業団それから畜糖事業団の統合のテーマでございます。私、今までのいろいろ考えてまいりましたけれども、現在の予算の状況などを考えてみますと、これは七十五兆円、そのうち二十一兆円が建設国債、赤字国債と、こういう状況の中で年度末で公債残高が二百四十一兆円、そしてまた国の借入金等、これは約八十兆円もあると、こんな状況にございます。それから、地方のいわゆる地方債の残高が百三十六兆円と大変厳しい状況にあるわけにございます。重複分を除くと合計で四百五十兆円とあるいは五百兆円とも言われるような国の財政状況があるわけにございまして、従来から行政改革がいろいろ唱えられてまいりました。

特に、大平内閣以降、行政改革ということで中曾根内閣とかいろいろやつてこられたわけにございますが、最近どうも行政改革といったものに厳しさが欠けるのではないかと、いうふうなことを感

ずる次第でございます。特に大平内閣、あの時代にオイルショックを受けて赤字国債を発行するというような状況の中で、例えば人事院の公務員の給与勧告がございませうけれども、そういうものも実施を繰り延べするとか、特にいわゆる指定職と言われる方たちの給与あるいはボーナスの繰り延べとか、そういったものがもう五十年代の前半から行われていて、それが鈴木善幸さんの内閣のときに人事院勧告の凍結というふうな形で大変厳しい措置をとられたわけにございまして、公務員の皆さんには大変御苦労が多かつたんじゃないかと思

います。ただ、あの当時と比べれば、国の借金の状況は今の方が格段に悪化している状況にもかかわらず、行政改革もかけ声だけでなかなか進んでいないという状況にございます。そういう中で、また経済活力を回復するための規制緩和と、こういったものもなかなか進まない、こういう状況があるわけにございます。そういう中で、私ども本間に国民の皆さんから信託を受けて国政全般を担当する立場から言えば、もともと本間に痛みを少しずつでもわけ合せて、そして国民の皆さんに御負担をお願いしよう、という姿勢が必要なんではないかと思っております。

特に、農水省につきましては、以前から厳しい指摘がございました。ただ、やはり農業というものは国の基本でございますから、そういったものを十分観点に入れながら進めていかなければならぬわけにございます。

ただ、今回のこの農畜産業振興事業団法につきましても、もともと農水省全体として行政改革について真剣に取り組んでいただく必要があるのではないかと、これはもちろん農林水産省だけの問題ではない、各省全般にわたる話だろと思っておりますけれども、もともと努力をさせていただく必要があるのではないかと、こういう観点から幾つか御質問をしたいと思っております。

行政改革といえますと、一番目立ちやすいのが特殊法人ということで、こういう形で法案が出て

きておるわけでございますけれども、行政組織のあり方とか定員のあり方、規制緩和あるいはさらに補助金のあり方とか、その他、例えば認可法人あるいは公益法人とか、もろもろのものがいろいろあるわけでございます。

一つお聞きしたいのは、今回特殊法人でございますけれども、農水省所管の特殊法人、認可法人の役員にどれだけ農水省のOBが行われているのか、特に公益法人についてはどうか。私自身は余り天下りの議論に集中してしまおうと、本来そういう特殊法人あるいは認可法人に何を任せようか、あるいは公益法人をつくって、そこに予算補助をしてどういったことをやらうのか、余りそういうものに集中する必要はないと思うんですが、ただこれも非常に重要な点でございますので、冒頭その点について一つお伺いをしたいと思います。

○政府委員(高木勇樹君) お答え申し上げます。

ただいま農林水産省所管の特殊法人、それから認可法人、さらに公益法人につきまして、その役員に農林水産省OBがどれだけのいるかというお尋ねでございます。

まず、特殊法人でございますが、平成八年五月一日現在で、常勤役員定数六十一名に対しては、三十一名、それから認可法人につきましては、常勤役員定数四十名に対して、これも同じく平成八年五月一日現在で二十六名でございます。また、公益法人につきましては、先生の方からのお尋ねがございまして、早速公益法人から聞き取り等を行ったわけでございますが、これは平成八年四月一日現在で、おむね常勤役員総数九百五十名に対して四百九十名というふうな把握をしております。

○都築議員 今お伺いすると、認可法人とか公益法人でも実はかなりな数になってくるわけでございまして、そして私のいたいた資料、これはいろいろなところから引つ張ってきたんですが、やっぱり膨大な数の実は公益法人があるわけでござい

まして、そこにまたたくさんの補助金が出ております。例えば野菜供給安定基金と、こういったものがあつたとしても、野菜価格の安定対策費補助金と出ていることで、これは四十三億、こういったものが出ておりますし、いろんなものが本当にたくさんございまして。

さらにまた、おもしろいのは、本当に零細な補助金が幾つか出ております。例えば日本果樹産苗協会、これはたまたま目に入っているから申し上げるんですが、これは農産園芸振興調査等委託費ということで二百万円というふうなお金が出る。こんな形の大きなものから零細補助金まで大変種々雑多なものがいろいろ入つておるわけでございます。中には幾つか重複して同じような調査あるいは指導、検査、こういったものをやっているようなところもあるわけでございます。

補助金の整理合理化といったものについて農水省としてはどういふふうにお考えになつておられるのか、その点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(高木勇樹君) ただいま先生お話の公益法人に対する補助金等でございますけれども、公益法人、それぞれその設立目的があるわけでございまして、その目的に従つていろいろな事業を行つております。その中で、特に国の政策遂行上必要な事業につきまして補助金を交付しているというところでございます。

私どもとしては、この公益法人に対します補助金等につきましては、その目的、事業の内容というものを毎年精査し、真に必要なと考えられるものに限つて交付をするという基本的な姿勢で臨んできております。

先生御指摘のような点もこれから十分念頭に置いて、補助金の整理合理化という観点も考えながら、真に必要な補助金等に限定するというところで、これらも対応してまいりたいと考えておるわけでございます。

○都築議員 ぜひそういうことで、本当に真に必要なものかどうか、そういうのをよく精査してお願いをしたいと思います。

それで、また役員定員の問題に戻りますが、今回の両事業団の合併によりまして役員員についてもその合併の効果を出すということで努力をされておられるようでございますが、私が見たところ、二百二十二人の職員に対して役員が二十人いる、うち非常勤が何人かおられますから常勤役員としては数が少なくなるんだと、こういうことでございまして、ただ副理事長が二人もいるということは一休どういふことなのかというふうな思ふわけですね。

いろいろな特殊法人、総務庁の方から資料をいただいでざつと見ました。特殊法人も本当にいろんなものがございまして。例えばR関係あるいはNTT関係だつて、今は公社から特殊法人という形態に変わつておるわけです。ああたりはもう何十万という雇用数を持つております。そういうものを除くと、一番大きなのは労働福祉事業団というのがございまして。これは労働省所管ですが、一万四千名の職員がおりまして、それに対して理事長一人それから理事が五人、こういう状況になつておるわけでございます。

だから、二百二十二人で何で二十人もそういう役員がいるのか、常勤役員となれば十一人ということかもしれないけれども、それにしても理事長がおられて副理事長が二人もおられるという必要性が一体どこにあるのか。またさらに、そういった人たちの処遇、給与は一体どういふふうになつておるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、新事業団の役員数につきましては、行革の趣旨に沿ひまして、役員総数二十七名を二十名にするということでございます。また同時に、今先生からも御指摘がございました常勤役員数につきましては十一人ということで、現在の法定の役員数十七人から六人減、実際の予定定数の十五人から見ても十一人へと減少させているわけでございまして、常勤役員数でいへば一人でこの新事業団の業務、すなわち畜産振興事

業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団、両事業団の業務を引き継いだ新事業団の業務を運営するというところでございます。

また、副理事長が二名というところでございまして、この畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団、それぞれ法律に基づきまして価格の安定業務、農産物の売買の業務、さらには国内の助成事業ということ、いわば国の行政と一体となつて行う不可分の重要な任務を法律に基づいて遂行しているという性格を有しておるわけでございまして。新事業団におきましても、両事業団の業務、資産をすべて引き継ぐということで、業務につきましても法律に基づく業務について一切同じような業務を継続することになるわけでございまして、その任務がやはり大変重要なことには変わりないわけでございます。

同時に、新事業団におきましては理事長のいわばそういう職責が質的にも量的にも増大するというところで、それを補佐する副理事長として、従来の畜産関係の業務と、他方、蚕糸・砂糖類の業務を担当いたしました副理事長を補佐するという観点から、二名の副理事長を設置するところで法案をお示ししてお願いをしております。

○都築議員 恐縮ですが、もう一つ、役職者の給与、処遇の問題をちょっとお聞かせください。

○政府委員(熊澤英昭君) 失礼いたしました。

両事業団の理事長、副理事長及び理事の現在の本俸月額を申し上げますと、畜産振興事業団につきましては、理事長が月額百三十一万九千円、副理事長が百十七万一千円、理事が百五十五万五千円でございます。他方、蚕糸砂糖類価格安定事業団につきましては、理事長の本俸月額が百二十万二千円、副理事長が百七万六千円、理事が九十三万三千円となっております。

新事業団の役員給与につきましては、今後一本化して設定をするということにいたしました。新事業団の規模、業務量、業務の性格等を勘案の上、適正に定められるように今後対応してま

いたいと考えております。
○都築議員 私自身思うんですけれども、私もおとしまで役所に勤めておりまして、次官とか局長の方の処遇が民間企業と比べて低いということは確かにそう思います。

ただ、そうはいっても、例えば農水省でも何万人という職員を抱えておられるし各省それぞれ何万人という、大臣を補佐するトップの事務方の官僚としてそういう処遇をとるとするのはわかるんですけれども、二百十二人の、今回合併してそういうところに戻って、そういう非常に小規模な、確かに事業内容は重要かもしれませんが、農水省の行政の中のごく一部分の責任者という形にならざるで本当にこれだけの給与をいただくことがよろしいのかというふうな問題もあ

るし、また数についても十分減らし切れていないまま非常に高額です。さらにまた退職金の問題だって、随分前からいろいろ批判があつたように、年数ではなくて月数でいくんだとかいろいろ議論もあるわけでして、だから今回のものについてどうも誤解を招くような点が多いんじゃないかなという気がするんです。

それで、もう一つ確認したいのは、蚕糸とそれから糖価安定事業が合併したときも、一時期、経理勘定も別々、業務も別々、それから事務所もばらばらだった、単に形だけ一本にしたんだと、こんな批判があつたわけですけども、今回の統合によつてそれはどういふふうになるか教えていただけますか。

○政府委員(熊澤英昭君) 答え申し上げます。現在の蚕糖事業団が設立された際に、発足当初、確かに事業所が別々であつたというふうな事情はございます。それは先生御指摘のとおりでございます。

私ども、今回の新事業団の設立に当たりまして、管理部門の一本化等組織の合理化を図らうというところで、そうした際には当然のことながらやはり事務所も一つの事務所に入つて業務を効率的に運営する必要があると考えております。したが

いまして、現在、十月一日を発足の目的としておりますけれども、本部事務所につきましては、現在畜産振興事業団が本部といたしてあります港区の麻布台ビルに統合を行う予定で準備を進めております。

そういうことで、今後、新事業団の発足と同時に事業の効率的な運営が図られますように努めてまいりたいと考えております。

○都築議員 それと、やはり特殊法人がどういう活動をどういふ業務実態、経理実態の中でやっておられるかというの国民の皆さんによく知つていただく必要があると思うわけでして、昨年の十二月十九日に「特殊法人のディスクロージャーについて」という閣議決定がなされたわけでござ

います。前回の蚕糸とそれから糖価の統合のときは、例えば職員の給与水準について、実は蚕糸の方が伝統が古くて歴史があつて高い給与水準、それと糖価の方が三倍の職員がおられたんですけども、合体したところで高い方の水準に合わせた、こういうふうなお話もあつたやに聞いております。

ところで、じゃ、一般管理費の方がどれだけふえたかということになると、そこところが実は不透明になつていっているんじゃないかと。通常、人件費というのは一般管理費の方に計上すべきものなのに、ところが事業の方を担当しているということと、事業費の方にそういう人件費をめぐり込ませることがいろいろ行われているんだと、こういうような指摘もあつたわけでございます。

今回の話については、職員の給与水準は労使関係の中で決定されるものですからそれはお任せをすとして、そういうディスクロージャーについて、昨年の閣議決定に基づいて、今までの特殊法人の会計基準を、こういふものがあるわけでございますけれども、そういうものが本

ういつたディスクロージャーについての考え方をうかがいたただければと思ひます。
○説明員(青柳親房君) 特殊法人の財務内容等につきましては、これらを公開いたしまして透明性の確保を図る必要がある、そういう指摘を踏まえまして、議員が今御指摘ございましたように、平成七年十二月十九日に「特殊法人のディスクロージャーについて」という閣議決定を行ったところ

でございます。この閣議決定におきましては、特殊法人のディスクロージャーの原則を明らかにするとともに、具体的措置として三つの措置を講じておるわけでございます。
その第一は、既に法令により定められたディスクロージャーを的確に実施するとともに、逐次規定の整備を図ることでございます。

第二点は、財務諸表や事業計画の概要、子会社等の一覧、組織の概要、こういったものを毎年九月末までに官報等に公表するとともに、財務諸表、その附属説明書類、事業報告書等を事務所

に備えつけるなどによりまして、ディスクロージャーを積極的に行うこと。
第三点は、昨年の十二月から実施されております特殊法人の財務内容の公開、子会社等に関する行政監察の結果を踏まえまして、一層の公開を推進するといふ三点でございます。

今後とも、特殊法人のディスクロージャーにつきましては、財務内容等の一層の公開を推進し、透明性の確保を図る観点から着実に実施をしてまいりたいと考えております。
以上でございます。
○都築議員 それで、あわせて、総務庁も来られておりますから、今回の統合に至る経緯をいろいろ資料を見ておきますと、中にちよつと大変疑問に思う資料も出てきたわけでございます。新聞記事等が中心でございますけれども、例えば今回の統合案については九三年に第三次行革審でいろいろ議論がなされておりました、第三次行革審の方が九三年六月半ばごろに特殊法人の対象リストを九法人に絞り込んで第二次ヒアリングをやるうと

いうことで、その中に畜産振興事業団も蚕糖事業団も入つておつた。ところが、ほかの省庁も一緒に九法人がその第二次ヒアリングをポイコットしたということで、行革審の方はもうなすすべもなく特殊法人の絞り込みが十分できないまま一般的な議論に終始をしていってしまった。

こんなお話もあるわけでございまして、その辺について農水省の方はどういふことであつたのか、なぜ出なかつたのか、こういうことをお聞きしたいわけですが、いかがでしょうか。

○政府委員(高木勇樹君) ただいま先生が御指摘の経緯につきましては十分つまびらかに承知していませんけれども、事実といたしましては、平成五年二月に第三次行革審から当省所管特殊法人につきましてヒアリングがありました。それが以降再度のヒアリングの要請がなかつたというのが事実でございます。

○都築議員 これは、総務庁も来られておりますから、総務庁はたしか行革審の事務局の事務方をやっておられたと思ひますので、その点について経緯を御承知でしょうか。あるいはまた大物政治家が関与したと、こういうふうな話もあるようにございまして、その点についていかがでしょうか。

○説明員(青柳親房君) 第三次行革審におきましては、平成五年四月の中間答申以降、いわゆる九特殊法人につきましての第二次ヒアリングが行われていないというの事実でございます。
この第三次行革審の最終答申、これは平成五年十月にまとめられたものでございまして、この中にも述べられておりますように、個別の特殊法人についての具体的な方策について検討するよりも、特殊法人全体にわたる見直しの視点を提示すべきであり、その具体的検討については政府にゆだねるべきであるという判断を最終的にとられた、こういうことに基づくものと私も承知しております。

なお、政府といたしましては、この答申を受けて各省所管の全特殊法人の見直しを行い、この結

とおり、農林水産省の定員は昭和四十二年を一〇〇としたしますと、累次の定員削減がございまして、指数として四五程度ということになっております。

ただ、私どもとしては、やはり政府の重要課題の一つである行政改革、これにつきましては、業務量の関係とか新しい仕事量も考えながら、また組織の簡素化、合理化といったようなこともやりながら計画的に定員削減をやっております。また、今後ともこういった方向については避けられないものというふうに考えております。

ただ、定員問題については、一つは食糧自給率の低下傾向に歯止めをかけることを基本にいたしまして、可能な限り我が国農業生産の維持、拡大を図る必要がある、またガット・ウルグアイ・ラウンド対策を着実に実施していかねければならない、中山間地域対策の総合的な推進といったような多様な行政課題がございまして、また、我が国農林水産省の職員の年齢構成といったことも十分考えていかねければならないということでございます。今後におきましてはこういった行政課題への対応、さらには職員の年齢構成といったような定員の実態、こういうことを十分に踏まえて対応していきたいと考えております。

○谷本観君 そのところはひとつ慎重にやっていた方がいいと思いますが、私が申し上げているのは、他省庁との絡みの問題で申し上げておるのではありません。

続いて大臣に伺いたいのでありますが、五月九日の参議院の予算委員会でも私どもの同僚議員の質問に橋本総理が行革問題で次のように答えておられます。

総理が言っておりますのは、二十一世紀に向けて活力を持つ社会を維持するには、産業構造、社会構造が変わらねばならぬということを大前提にいたしまして、対外関係の問題も含めまして具体的な問題として総理が提起されたのは、資源エネルギー問題と人口・食糧問題、そして環境問題、この三つが二十一世紀に向けてなげ革をやっております。

いくかということについての大きな課題になっていくのだと、こう強調されております。そして総理はさらに、ウルグアイ・ラウンドの合意問題にも触れておりました、とにかくこれは約束したから実行していくが、二十一世紀初頭以降の食糧問題については国際的にも改めて考えていかねばならないというふうに言っております。

こうした総理発言を引用するまでもなく、これまでのような工業化、経済成長優先の時代の公務員減らしというのと二十一世紀に向けての行革の目標というのは変わっていかねばならぬ重大な変化が生じてきていると、こんなふうに見ているのではないかと思います。そうした先行き問題について、大原農林水産大臣がどのように認識しておられるか伺いたいです。

○国務大臣(大原一三君) 私も予算委員会での総理の答弁をお聞きしておりました。社民党の梶原委員のこれからの資源問題に対する基本的な質問であったと思っております。

行革問題と切り離しても、私よく農林省の中で言うんですが、僕らは五十年単位で物事を考えていかないと道を間違えるのじゃなかるうかと。梶原委員もその際おっしゃっていましたけれども、二十一世紀に人口は百億になるといふようなことも、これ地球人口の増加ははつきりしているわけですね。それと同時に、我が国の食糧自給率四一％ですが、これを自分で一〇〇％賄えという時代が来ないとも限らないんです。この土地条件や地理的条件の悪い、ほつておけば自由化によって荒地地になっていく可能性もある農地を的確に使って、百億人口のときに一〇〇％おまえらやれと言われたときに、果たして今の状況で済むのかといつてできるのかどうかというような課題を、今から私たちが考えていかねばならぬのではないのかなと。

行革の問題でございませうけれども、委員御指摘のように農林省は非常に供出量が多いわけですから、食糧事務所の問題もございました。林野庁の問題もございました。しかし、林野庁の人減らしも今の計画でいったらもう限界、食糧庁の年齢構成もとにかくたまたまそういう構成であったためにおやめになる方が非常に多かったという事実、これからはそうはいかないと思うんですね。そういう意味で、今、官房長が申し上げましたように、過日の内閣の予算が通りました後、総務庁長官から、第九次的人员削減に入るが御協力方をお願いしたいと、こういう御要請もありません。しかしながら、これは今後総務庁と十分詰めていかねばならぬ課題でございまして、官房長が申し上げたような年齢構成、人員構成の実態を踏まえて今後のその計画には対応していきたいと、かように考えております。

○谷本観君 ありがとうございます。それでは続いて、事業団法の問題に入りたいと思います。これまた経済界やマスコミの皆さんは、市場開放が進んでいくという、事業団というのは縮小合理化できるし統廃合もどんどん進めていくべきだという考え方を提起してこられました。そういうものもあるでしょうし、そういうものでもないものもあるはずであります。

初めに、畜産事業団の場合どうかということについて伺いたいです。畜産事業団は設立以降業務がふえ続けてまいりました。例えば、四十年には加工乳の不足払い制度が発足を、四十年には牛肉の輸入業務が加わってくる、五十年には価格安定業務、牛肉一元輸入、これが開始されるというふうな例等がございまして、それでは、牛肉の場合でしたら輸入自由化以降、それから乳製品でしたらWTO協定発効以降、業務は減ったのかどうか、今後の見通しはどうか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。畜産振興事業団の業務の追加、増加の状況につきましては今先生の御指摘のとおりでございます。昭和四十年に加工原料乳の不足払い制度の導入、四十一年に輸入牛肉業務の開始、昭和五十年に牛肉の一元輸入の開始、国産牛肉の価格安定業務の開始というところでまいりましたわけでございます。

先生お尋ねの牛肉の輸入の自由化以降でございますけれども、まず牛肉の輸入の自由化を決定いたしましたのが昭和六十三年でございますが、その決定をいたしまして平成三年から自由化を実施するということを決めたわけでございます。その間にありまして、まず平成元年に国内外の牛肉に關します情報収集、提供、そういった業務を開始いたしました。次に、平成二年から牛肉の自由化に伴います国内の肉用牛経営への影響を緩和する、そして国内の肉用牛経営を維持、拡大していくということ、その手法の一つとして肉用子牛の生産者に対しまして補給金を交付するという業務を平成二年から開始をしたわけでございます。そして、平成三年に牛肉の自由化に伴いまして輸入牛肉の売買業務を廃止したということでございます。事業団が行っております輸入牛肉の売買業務の廃止とは裏腹に、肉用子牛の生産者に対する補給金業務が開始された、これによりまして業務量が相当増加したということでございます。

他方、牛乳・乳製品でございますけれども、これはウルグアイ・ラウンドの合意、実施に伴いまして……

○谷本観君 簡潔に答えてください。まず、指定乳製品等につきまして全体について関税化ということで、まず一元輸入は廃止になったわけでございますが、他方、同時に、この合意の中ではカレントアクセスが合意されておりました、その部分につきましては畜産振興事業団が一元的に輸入をするということでございます。同時に、カレントアクセスを超える、民間が指定乳製品を輸入する場合がございます。これはかなり相当の額の関税相当量、いわゆるTJEを払えば輸入はすることができるとございまして、その際の関税相当量の徴収業務、これが畜産振興事業団に付与されたということでございます。

○政府委員(熊澤英昭君) はい。

……

こういった業務の変遷の過程で、量的な数字をお示しすることはなかなか困難でございますけれども、例えば予算の支出額で見ても、昭和六十二年度の予算の決算済み額が二千五百十億円でございまして、平成六年度も二千五百六十五億円というところで、業務量としては従来と現在とはほぼ同じ程度の業務量がある。今後と同様の業務量が維持されるというふうに見通しているところでございます。

○谷本 閣下、そうすると、その間の職員の数の推移はどうですか。例えば牛肉自由化以前と平成二年ですか、それから現在の数は。

○政府委員(熊澤英昭君) 牛肉の輸入自由化を決定いたしました昭和六十三年に畜産振興事業団の職員の定数が百六人でございます。その後、第七次及び第八次の定員削減計画が遂行される中で、事業団の職員につきましては徐々に削減をしまして、平成七年度末で九十八人というのが定員の数でございます。

○谷本 閣下、そうしますと、労働強化になっていくはずなんです、事業団の組合の皆さんに聞きますと、やっぱり業務をはかるのは労働時間ではかるのが一番いいんですよ。ところが、最近では残業がふえたといつてもサービスマン残業がふえておる。これは数字に出てこない。ところが、その事業所で働いておられる皆さんの実感からしますと、サービスマン残業も含めて残業がふえていますというのが共通の話でありますので、仕事はふえてきている。しかし、第八次削減計画に準じて職員は減らされてきた。これが事実なんじゃないですか。

○政府委員(熊澤英昭君) 確かに今申し上げましたとおり、牛肉の輸入の自由化が決定されました昭和六十三年当時百六人、現在、その後削減をしまして九十八人まで削減したということをお願いいたします。その間に業務の過重があったのではないかと御指摘でございますが、事業団の業務の遂行に当たりまして、一つにはOAシステムの導入、これは現在も進めておりますけれども、そう

いったOAシステム化によりまして業務の効率化、あるいは従来の業務の中で、例えば業務の申請に当たつての煩雑な書類を削減して事務の簡素化を図る、そういったことによりまして業務の効率化を推進しております。

今後とも、そういったことで業務の効率化を図りながら適切な事業団の運営に努めてまいりたいというふうな考えでございます。

○谷本 閣下、そここのところはもう少し申し上げたいことがあるんだが、時間がなくなつてきておられますので、現場と皆さんの受けとめ方の間やつぱり違いがあるなということだけ申し上げておきたいんです。

続いてお尋ねしたいのは、大臣からお答えをいただきたいのでありますが、この二つの事業団統合で活力が生まれるのかどうか。何かマイナスとマイナスが一緒になってマイナスが倍増する、マイナスとマイナスとを掛けて今度はプラスにしていくんだという、何かそういうふうな発想なのかどうか、そここのところでありませう。

統合によるメリット問題は既に議論がございましたから触れませんが、例えば人事交流による活性化の問題であるとか、それからもう一つ、やっぱり業務上のノウハウの交換とかいろいろなプラス面というのが私はあると思っております。

それはそれで伸ばしていかなくやならぬわけでありまして、やっぱり何といつても活性化させていくのには役員の内部分割、これを拡充していくことが大事なのではないかと思ひます。役員問題については先ほど都築委員から給与と退職金の問題がありました。その点も大事だろうと思ひますが、何といつても内部分割をふやしていくということが職員に元気を付けてもらうという弾みになつていくのではないかと思います。

そして、申し上げておきたいと思ひますのは、企業の経営になじむ事業、そういうところを特殊法人化するということでやってきたわけでありまして、したがって自主的、能率的に業務をこなすために事業団というのが設立されたという

経過があるわけでありまして、つまり、国の出先機関じゃないということでありまして、ところが、監督を行うべき官庁出身者が役員を大部分を占めてしまつておる。事業団によつてそれぞれ違いがあります。この場合もしかし例外だとは言ひにくいでしょう。これではやっぱり職員はやる気を失いますよ。そして、透明性を確保していくということについても疑問が生じます。

そういう点があるから、七九年十二月十八日の閣議了解というのがあるわけでありまして、こうした点を踏まえて、官庁出身者の数をできるだけ抑えながら内部分割を図っていくというぐあいにすべきだと思ひますが、大臣のお考えはいかがでありますでしょうか。

○国務大臣(大原一三君) 特殊法人の行革というのは非常に難しい問題をたくさん内包していると思ひます。この資金原資というのは全部郵便貯金と簡保年金でございます。この特殊法人の今後のありようをどうするんだ、要らぬものもいっぱいあるじゃないかと、私もそう思ひます。例えば銀行関係、金融関係には民間と競合するものがある。こういうことも、国はかできない、国がやらなくやならぬ調整事業は、これは特殊法人としてかえつてふやしていくような考え方をやるべきではないかと。私も与党プロジェクトチームにおりましてそういう考え方を打ち出した者の一人でございます。しかしながら、もう話が長くなりますから省略しますが、郵便貯金をどうするんだ、これは行革の私は非常に大きな今後の目玉だと思つておりました。

何はともあれ、今委員がおっしゃつた問題点につきましても、我々もその行革のプロジェクトの中において五〇%を超えてはならないということを確認いたしました。官邸に送り込んでまた改めて省庁で確認していただく、こういうことではないかと、その点については十分厳守をしましてまいりたいと思つておりました。

○谷本 閣下、ありがとうございます。

最後に伺いたいと思ひますのは、二百十二名の職員でしたか、平成十三年までに約一割削減をしていく、生首は切らないで定年退職者を補充しないとか新規採用を抑制することやつていくんだというふうな、衆議院の記録を読んでみますと、うとうと当局はお答えになつておるようでありまして、そこで、伺いたいのは労働条件の問題であります。

二つの事業団が一本化しますという、給与体系にしましても勤務条件、例えば勤務時間、それから休暇の問題等々があるわけでありまして、違いがあるやに承つておられます。このところが、いつもやっぱり事業団統合のときに労使でもすると紛糾が起りやすいというふうなところになつていくのであります。幸か不幸か、この事業団の場合にはかつて砂糖類と蜜系が一緒になつたという経過がありましたけれども、あのときには、他のものとは比べますという割とうまく労使の関係の話し合いがいつたのではないかと、ううふうにいわれておるわけでありませう。

そういう経過もあつたわけでありまして、そういう経過等を踏まえながら、労働組合とよく話し合つてこの辺のところは解決していただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。先生御指摘のように、職員の定数につきましては、平成十三年度までに約一割削減の目標で進めたいということでございます。その際、強制解雇を伴わない手法ということで、定年退職者の不補充ということを基本といたしまして新規採用を抑制する、そういったことを進めてまいりたいというふうな考えでございます。

さらに、尋ねの両事業団の給与体系、勤務条件でございますが、確かに若干の差異があるところは御指摘のとおりでございます。新事業団の設立に当たりましては、基本的には新事業団の関係者、労使の間で十分に話し合いの上解決されるべき問題だと思ひます。一方の事業団であります蜜系砂糖類

格安定事業団につきましては合併の経験がございます。その際の経験も参考になると思っております。両事業団の間で十分に話し合いをし、新事業団のもとで給与体系、勤務条件が統一された形で調整が図られて、一本化された給与体系、勤務条件のもとで運営をされるということが適切かつ望ましいものというふうにご考えております。

十分なそういう話し合いの上で適切な給与体系、勤務条件が設定されますように、私どもも十分指導してまいりたいというふうに考えております。

○谷本鶴君 終わります。

○須藤美也子君 先ほどの答弁の中で、理事長の給料が百三十一万、理事の給料が百万五千円と、ちよつと今の農家の状況から見たらびつくりするんじゃないかと思つております。

そこで、私は天下り人事の問題についてお尋ねをいたします。大臣にまずお尋ねをいたします。

昨年の二月二十四日の閣議で当時の官房長官が、常勤者の役員に対して国家公務員出身者の比率、これは半分以上にすべきだ、こういうことをおつしやいました。ところが、先ほど谷本さんは、農水省がよく削減、行革審に協力をして高く評価しているようですが、私はそういう評価はできないんです、残念ながら。これは、農水省の所管する特殊法人で、当時の官房長官の発言をクリアしているところがありますか。

つまり、森林開発公団は常勤役員五人のうち四人がOBですね。さらに、農用地整備公団は六人のうち四人。畜産振興事業団は六人のうち四人。蚕糸砂糖類価格安定事業団は九人のうち六人。これは目標をクリアしてありません。

ところで、今回の新事業団で、十六条で理事長と監事は大臣が任命すると思つて、副理事長と理事は大臣が認可する、そういうふうになっていきますね、第十六条で。そこで、大臣はこの官房長官の発言を受けて、天下り人事をやつぱり厳しく規制しなくちゃならないというふうにおつすのですが、その点はいかがでしようか。

○國務大臣(大原一三君) 先ほど谷本委員にもお答えしたところでありますが、何しろこれ五〇％を超えるからやめなさいというわけにもいかないで、その任期の兼ね合いを十分見ながら、後補充の際に配慮していく、こういうことを考えていかざるを得ないのではないかなと思つております。

したがって、私も行革審の中におりました一人でありまして、この点についてはひとつ農林省挙げて努力をしていかなきゃならぬ、こう考えております。

○須藤美也子君 天下り問題について世間でも相当厳しい目で見ておりますので、その点も含めて厳しく対処していただきたいと思つております。

次に、事業団が行う価格安定制度のうち、私はとりわけ今回蚕糸について質問したいと思つております。

今、養蚕農家は大変厳しい状況にあります。一年間で一万九千戸から五千戸も減少して、現在一万三千六百四十戸、こういう状況になっております。繭生産量も二十年前のわずか六％、五千トンまで落ち込んでいる。こうした中で、繭糸の価格安定制度は養蚕農家にとつても必要な対策であります。特に、平成五年十月からは、養蚕、製糸、流通、絹業界の四者協議によつて養蚕農家にキロ当たり千五百十八円、これを保証しております。これには事業団からも奨励金が充てられております。

しかし、今現実に養蚕農家の経営にとつてこのキロ当たり千五百十八円で経営が成り立つと考へておられるのかどうか、ここを率直に答弁をお願いしたいと思います。

○政府委員(高木賢君) 繭糸価格安定制度につきまして、生糸に着目をいたしまして、生糸価格が乱高下しやすい、こういう性格を持っているものに對しまして、事業団の売買あるいは輸入調整措置、国境調整措置を通じて、一定の価格安定帯の中におさめるといふことを目的としており

ます。

繭の値段につきましては、一定水準の生糸価格の実現を通じて製糸業者が繭代を払う、こういう仕組みになっていくわけがございます。この場合生糸の価格安定帯は、生糸の生産条件、需給事情その他経済事情から見て適正と認められる水準に生糸の価格を安定させることを旨として定めるといふことになっております。現在の繭糸水準千五百十八円は、平成元年に糸の安定基準価格を九千八百円から一万四百円に設定した際に、基準繭千四百四十六円でありましたものを千五百十八円にした、これが踏襲されているわけでございます。

今お話のありましたように、生糸の方の需給事情、大変悪うございます。需要が減退する、それから内外価格差がなかなか縮まらないという事情のもとで、非常に絹業サイドも苦難の道を歩んでおります。

そういった事情を配慮いたしまして、平成五年から六年につきましては、従来の基準糸価一万四百円を八千四百円に引き下げました。そうしますと、基準繭糸を千二百二十六円ということに引き下げざるを得ないのが制度の仕組みでございます。ただいまお話がありましたけれども、それはなかなか難しいということ、何とか千五百十八円は維持してほしいという養蚕団体からの要望も踏まえまして、関係業界の協力、具体的にお金の負担によりまして、取引指導繭糸である千五百十八円というものの水準の確保を図つたところでございます。

千五百十八円かどうかということでございますが、ただいまも申し上げたような国際事情、需給事情等を考えますと、なかなかこれ以上のお金といたしませんか、繭糸を設定するというのは難しいうございませぬ。

それで現実にどうかということですが、生産費等の調査もあるわけですが、先進的な農家等から見ますとまあぎりぎりの水準ではないか、このように見ているわけでございます。

○須藤美也子君 大変長々と御丁寧な御答弁をいただきましたが、私は、千五百十八円で農業経営がやれるかどうかというのを率直にお答えくださいと、こういう質問をしたんです。

群馬県の日本で最も盛んな養蚕地である安中市に行つて、一トソの会の会長さんともお会いしてまいりました。あそこは剪定して桑の畑を手入れする時期なんですけれども、今や桑は天まで上つていて、天まで上つていこうと大げさですけれども、どんどん高くなって、かつて私がいかに小さいころ、桑の実を食べる唇を紫にした覚えがありますけれども、そういう荒れ放題に荒れてしまつていて、そういう中で養蚕農家はそこをもし仮に、桑畑を別のものにしてしようとしてもされない、そういうところに野菜はつくれない中山間地です。荒れざるを得ない。

しかも、最盛期には朝四時から起きて夜九時になる。お母ちゃんも言つていました。千五百十八円で諸経費九百円引くと六百五十円しか残らない。その辺のスーパーの一時閉時給、パート代よりも安い。だから後継者なんか育つはずはない。後継者が出たとなつたらショックを受けます。

だから、私思つてます。千五百十八円でこれでもいいんです、こう考へておられるのであるとすれば、私は、農水省は養蚕農家はどうか安楽死してもいいですよと言わなければいけません。政策じゃないです。もつと現状に合わせて、安中の人たちが言つております、少なくとも今農水省が発表した生産費の価格がキロ当たり三千四百五十六円でしよ、農水省が三千四百五十六円必要だと計算しているにもかかわらず四四％の千五百十八円。少なくとも千五百円あれば将来に展望が持てると思つております。

価格政策の問題で、私は、もつと養蚕農家の実態とそれから日本の養蚕をどう発展させていくのかどうか、こういう問題に對する基本的な、根本的な政策を持つべきではないか、このように思つておりますが、いかがでしようか。

○政府委員(高木賢君) 千五百十八円といひますと、全部の藪がそのように取引されているように思われるかも知れませんが、これはいわば下支的な意味合いを持つ価格になっております。現実に取引される価格は、需給動向なり品質に依りまして実際には千六百円とか、時期によっては千九百円というような実勢価格になったこともございます。

そういう意味で、いい藪をつくればさらに価格は高くなる、こういう事情にもございます。いわば物の値段でありますから、需給なり品質で規定されるところが大きいわけでございます。そういった品質面での御努力もお願いして必要な所得を得ていく、こういう考え方。

さらには、何といたしても先ほど来言っておりますように、需要が非常に落ちてきているということが苦難の始まりでございます。糸、藪につきまして安定的な需要を確保するというところで特定の、何といひますか、お得意さんを確保する、こういう努力がぜひとも必要であるというふうに思っております。そのための対策を講じているところでございます。

○須藤美也子君 だとすれば、群馬県もあるいはその他福島も今大変です。耕作放棄地が一番ふえているのが福島県です。そういう中で、これらの県で今年度から研究チームをつくって、約四千万円の予算でデカップリング、中山間地への所得補償をできるのかできないのか、本格的な調査に入ると、こう考えています。県でやろうとしているんですから、国ではどうですか、この問題について。

○政府委員(高木賢君) ただいまのいわゆる直接所得補償のお話でございますが、これは平成六年八月の農政審議会報告におきましても、また報告を出したに当たって大変な議論のあったところでございます。

結論的に言いますと、今の時点でこういった制度を我が国に直ちに導入することは適当ではないとの意見が大勢を占めたわけでございます。ただ、この農政審議会でも幅広い観点からの引き続

きの検討が必要だという指摘がございました。私どもも現在そういった農政審議会の指摘も踏まえて検討を続けているところでございます。

○須藤美也子君 その点については全国の農家がそのようなことを要求しておりますので、ぜひ検討をしていただきたいと思います。

最後に、輸入粗飼料による牛の死傷事故についてお尋ねをいたします。

山形県の庄内経済連がオーストラリアから輸入した粗飼料オーツヘイ、これを取り扱った畜産農家が初めて使用したところ、牛の足腰がふらついて死亡するという事故が起きました。(「狂牛病じゃないか」と呼ぶ者あり) 頭ではないですから、足と腰ですから。これを初めて使ったところから起きているんです。このような事故がなぜ起こったのか。しかもどれだけオーストラリアからそのオーツヘイを購入しているか、この農家の救済についてどう考えているのか、徹底した原因究明、これを私はお聞きしたいと思っております。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、本年三月に山形県下五戸の農家において、牛九頭、羊一頭の十頭が、結果的には中毒症状を呈しまして、うち六頭が死亡したということでございます。

これに關しまして、家畜保健衛生所等関係機関が発生状況と原因究明のための調査及び病勢鑑定を実施いたしております。これは一つの研究所だけではなくて、複数の家畜衛生試験場、国立衛生試験場、肥料検査所等が検査をいたしましたわけでございます。その結果をいたしまして、この発生した牛の症状あるいは病理所見等から見まして、本病はウイルス等による伝染性疾患ではなくて、オーストラリアから輸入されたオーツヘイ、燕麦でございますが、オーツヘイの給与による中毒ではないかというのが現在の判断でございます。

この中毒の原因となる菌体等につきまして現在さらに詳細な解明に入っているということでございます。また輸入先のオーストラリアに行きまして、現地での原因解明にも当たりたいというふう

うに言っております。この販売されたオーツヘイ、販売業者が既に残りの分全部自主的に回収をいたしておりますし、また被害を受けた農家に対しましては補償をするということで、補償の額についても決着を見たというふうな承知をいたしております。

さらに、私ども(時間だから要領よくやれ)と呼ぶ者あり)はい。この病気ににつきまして、さらに家畜衛生試験場等の原因究明の結果を見た上で今後とも安全性の確保に万全を期してまいりたいというふうな考えております。(「しつかりやれ」と呼ぶ者あり)

○須藤美也子君 ほかの議員がそう言っているから、二度とこのようなことが起きないようにひとつ安全チェックを厳しくしていただくように終わります。

○国井正幸君 私は、このたびの農畜産業振興事業団のこの法案は基本的に賛成をしたいと思います。けれども、運営に当たりますと、これまでそれぞれの事業団が行ってきた機能というものを後退させないように、ぜひ特段の御配慮をお願いしたいと思います。

先日、私 地元が栃木なものですから、栃木県内の畜産農家あるいは農畜団体の関係者と懇談をする機会を持ちました。その中で、畜産振興事業団から交付される生産者補給交付金、これを財源とする肉用子牛生産者補給金制度に話が及びまして、この制度については大変いい制度だということ、生産農家あるいは農畜団体の関係者も大変期待を込めているわけでございます。このことが肉用子牛の安定生産はもとよりでございますけれども、酪農経営の下支えにもなっております。うな状況でございますので、ぜひ今回の両事業団の統合ということになっても、こうした機能というものは損なわれないようにお願いしたいと思います。

なお、この事業はそれぞれ各都道府県の価格安定基金協会、名称はいろいろとあるのかと思

というものでございます。これを通じて業務が執行されているわけでございます。ところが、この価格安定基金協会は、御案内のとおり基金によって運営されているわけですね。栃木の場合は基本財産が三億二千万というふうなことでありますが、聞いてみると全国的に大体三億から四億ぐらいのところが多いのではないかと、こういうふうなことでございまして、今、非常に金利が低いわけですね。何もこれはこの価格安定基金協会だけの問題ではありませんけれども、非常に低金利の中で運用益がなかなか出ない、そういう中で大変に苦慮している状況があるわけでございます。

そういう中で、ぜひこういう制度を実際に執行しているそれぞれの都道府県の価格安定基金協会の業務が円滑に執行されますように、都道府県と連携をとって国の方においても特段の支援策というものをとってほしいというふうな思っております。その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(熊澤英昭君) 新事業団の設立に際しまして、現在の畜産振興事業団の機能はすべて引き継ぐということにいたしております。新事業団におきましても、肉用子牛の生産者補給金制度の適切な運用を図ってまいりたいというふうな考えでございます。

また、先生御指摘の各県の価格安定基金協会でございます。先生御指摘の各県の基金の運営につきましては、これまで基金の造成につきまして国からの助成というのをしております。各県の基金協会の運営の適正化ということで、各県の基金協会が行っております肉用子牛の個体の識別等に要します経費についても助成措置を講じます。さらに、この子牛の基金制度の運用に対しまして、各関係機関の農家に対する指導の強化も図ってまいりたいということで、新たな助成措置も平成八年度には講じることになっております。

こういった助成措置を通じて、都道府県の

基金協会の適切な運営を確保してまいりたいと考えております。

○国井正幸君 ぜひ、その点についてはよろしくお願いしたいと思います。

先ほど牛の病気の話が出たわけなんです、狂牛病の問題についてちよつとお伺いをしたいと思います。

一時、我が国のマスコミもイギリスの狂牛病を大変大きく取り上げてきたところでございます。消費者からすれば一体どうなっているんだというのが大変関心事ではないかというふうに思うんです。今欧州における狂牛病対策がどういう状況になっているのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○政府委員(熊澤英昭君) 欧州における狂牛病対策の実施状況でございますけれども、まず本年の三月二十日に、英国政府の諮問機関が狂牛病と人間の病気でありますクロイツフェルト・ヤコブ病との関係を示唆したわけでございます。それに伴いましていろんな国際的な論議が生じたわけでございます。

そこで、三月二十七日に、EUの委員会が英国産の生きた牛、牛肉等のEU域内及び第三国への輸出禁止を決定したところでございます。

その後、四月三日にEUの農相理事会が開催されました。その中で、三十カ月齢以上の英国牛を人間及び家畜の食べ物にしない、その際の屠殺に伴う農家への補償につきましては、英国が三〇%、EUが七〇%負担をするということが決定をされております。

さらに、英国政府は、四月末までに、特にリスクの高い牛群について選択的な屠殺計画を策定し、EU委員会に報告すべきであるということが決定されました。これに基づきまして、英国の方は、追加的な四万頭の屠殺計画を発表しておるところでございます。

その後、四月二十九日から三十日にかけてはEUの農相理事会が開催されました。現行の輸出禁止措置につきまして、英国の示した屠殺計画が

適切に実施されること、さらにEUのフォローアップが実施されること、そういったことを条件にいたしました。徐々に今後解除していこうということで、一部の製品、例えばゼラチンとか精液の輸出禁止措置につきまして今後検討するということになっております。

現在、そういう対策の状況でございます。

○国井正幸君 イギリス等においては、狂牛病の問題等で牛肉の消費量が大幅に落ち込んだということが報じられているわけでございますけれども、我が国の最近の牛肉の消費動向等について、こうした影響というのは出ているのか出ていないか、その辺はいかがでしょうか。

○政府委員(熊澤英昭君) 狂牛病の事件が起きましてから、一時的に国内の牛肉の消費が減少したということも言われておりました。その後私ども、最近五月に入りましてから畜産振興事業団並びに関係団体が専門店等から聞き取り調査をいたしております。

その聞き取り調査の結果で量的に把握することはなかなか困難であります。傾向だけ申し上げますと、食肉専門の小売店では、国産牛肉それから輸入牛肉とも販売に影響なしとするものが多い。また、国産牛肉が伸びているという店もございまして。量販店におきましては、輸入牛肉が減少しているところが多いわけですが、一時期に比べて落ちつきを取り戻しつつあるということになっております。

今後とも、私もさらに牛肉消費の影響については調査し、動向を注視してまいりたいというふうに考えております。

○国井正幸君 昨日、大蔵省が公表した貿易統計の四月分の輸入速報、これによると四月の食肉輸入量が三十一万二千三百三十四トン、こういうことのようにございます。うち、牛肉が八万七千トン、豚肉がこれなかなかな量のはつきりしないようございましてけれども、大体十万吨から十五万トンぐらい、鳥肉が大体五万トンぐらいだろうというところのようございまして。

三十一万二千三百三十四トン、これだけの大変な量が外国から入ってきているわけでございまして、消費者サイドから見ると、せめてどこの国から入ってきたんだということぐらいは知りたいというのには当然のことではないかと思うんですね。そういう意味で、私は原産国表示がぜひ必要だろうというふうに思っております。一部スーパー等では表示されているところもありまして、されていないところもあるわけなんです、この原産国表示の現状はどうなっているのか。あわせて、これからどういうふうにしていこうかと考えておられるのか。その辺についてお伺いしたいと思います。

○政府委員(熊澤英昭君) お答え申し上げます。輸入食肉の原産国表示につきましては、従来から消費者の要請というものがございまして、私もこれまで食肉関係では、まず輸入である旨を表示すること、それから可能な場合には原産国を表示することということで指導してまいりました。その結果として、原産国表示につきましては小売店で調査をいたしますと、牛肉については八三・六%、豚肉については七四・五%が表示をしております。というのが食肉消費総合センターの調査結果でございます。さらに、今回の狂牛病問題もございまして、消費者の方々の原産地表示に対する要請も高まっているということもございまして。

私も、食品小売品質基準というものでこれを指導してまいりましたが、今回さらにこの内容を改正いたしました。食肉につきまして原産国を表示するようにということで、さらに一層の指導の徹底を図っているところでございます。また同時に、販売促進の事業を助成しつつ推進いたしておりますが、そういった中でも原産国の表示につきましては一層の徹底を図ってまいりたいと考えております。

○国井正幸君 安全、安心な食べ物を供給するというのには大変大事なことでございますから、そういう意味ではぜひ一層頑張っていただきたい、このことをお願い申し上げて私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○委員長(鈴木敏彦君) 他に発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。これより討論に入ります。――別に御意見もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

農畜産業振興事業団法案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(鈴木敏彦君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、風間昶君から発言を求められておりますので、これを許します。風間君。

○風間昶君 私は、ただいま可決されました農畜産業振興事業団法案に対し、自由民主党、平成会、社会民主党、護憲連合、日本共産党及び新緑風会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

以下、案文を朗読いたします。

農畜産業振興事業団法案に対する附帯決議(案)

畜産振興事業団及び蚕糸砂糖糖類価格安定事業団は、設立以来、それぞれ畜産物及び蚕糸・砂糖類の価格安定業務など、各般の業務を行うことにより、我が国農畜産業と関連産業の発展に重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、近年、時代の変化に対応して、その役割を一層適切かつ効率的に果たすことが求められるようになってきている。

よって、政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 畜産振興事業団と蚕糸砂糖糖類価格安定事業団との統合が行政改革推進の一環として実施されることにかんがみ、管理部門の一本化等組織の合理化を適切かつ円滑に実施すること、従来の業務に支障を来さぬよう配慮しつつ、可能な限り、その運営の効率化に努めること。

また、二法人の統合に当たり、職員の特遇等の諸課題の解決について十分な配慮を講ずるものとする。

二 畜産物・繭糸・砂糖類の価格安定制度については、品目ごとの特性等に配慮しつつ、適切かつ円滑な運用を図るとともに、これら農産物の価格安定制度に関する国民の理解が一層得られるよう、業務、財務等の内容についてのディスクロージャーを含め、情報の十分な提供に努めること。

三 新たに行われる砂糖類関係の業務については、国内生産者や関連産業のみならず、消費者や国民生活の面にも配慮した内容となるよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(鈴木貞敏君) たいま風間君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○委員長(鈴木貞敏君) 全会一致と認めます。よって、風間君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、大原農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。大原農林水産大臣。

○国務大臣(大原一三君) たいま御決議いただきました附帯決議の趣旨を尊重し、今後最善の努力をいたしてまいります。

○委員長(鈴木貞敏君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(鈴木貞敏君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時三分散会

平成八年五月二十九日印刷

平成八年五月三十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局